

復興に関する要望事項検討内容（中間・結果）

番号：13-04-547-003

要望受付日	平成 25 年 4 月 18 日	要望回答日	年 月 日
要望件名	被災者の安心した住環境の整備		
県連復興本部	国会議員団担当議員		
	県連政調担当部会名		

要望者名称		浪江町（重点要望 3）			
代表者		浪江町長 馬場 有	担当者	復興推進課 蒲原復興企画係長	
所在地		二本松市北トロミ 5 7 3			
連絡先		電話番号	0243-62-0123	FAX 番号	0243-22-4218
要望事項		被災者の安心した住環境の整備			
要望事項	内 容	① 復興公営住宅の早期整備と応急仮設住宅からの速やかな移行促進 ② 県外避難者の継続的な住居の確保及び住宅支援制度の拡充 ③ 応急仮設住宅の経年劣化に伴う再点検及び耐久性・居住性の強化 要望書等 添付 (<input checked="" type="checkbox"/> / 無)			
	関連法令	災害救助法			
	所要経費（概算）				
	スケジュール				
	希望回答期限	平成 2 5 年 5 月 末			
要望先省庁・県		省庁名		担当部署	
		担当者		連絡先	

要望事項	現状・背景	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設住宅での長期にわたる避難生活はストレスが多いため、一刻も早く恒久住宅での安定した暮らしが可能となるよう復興公営住宅を早期に整備し、速やかに移行していくことが重要である。 ○ 借り上げ住宅に関しては、住み替え等の制度制限により自費でアパートを借りざるを得ない状況があり、賠償内容が不透明なことも相まって高齢等を理由に契約ができないケースが多くなっている。 ○ さらに県外へ避難している方は避難先自治体によって住宅支援制度が異なることから、支援が受けられないケースが生じている。 ○ このことから災害救助法以外に原子力災害の実情に即した住宅支援制度が必要である。 ○ 応急仮設住宅は災害救助法で 2 年の使用期間とされていることから構造上、基礎が無いなど耐久性が無く、木製杭が腐食することが懸念される。復興公営住宅の整備及び移行が終了するにはまだ時間がかかると考えられることから、経年劣化に係る再点検及び耐久性・居住性の強化が必要。

問題・課題	<p>① 復興公営住宅の早期整備と応急仮設住宅からの速やかな移行促進</p> <p>(1) 早急な入居基準、募集要項の構築と入居スキームの提示</p> <p>(2) 県主体による災害公営住宅の管理運営</p> <p>(3) 復興公営住宅の家賃無償化</p> <p>(4) コミュニティの維持</p> <p>② 県外避難者の継続的な住居確保及び住宅支援制度の拡充</p> <p>(5) 避難先での住宅確保に関する支援策の構築</p> <p>(6) 生活再建が難しい被災者に対する住宅支援策の構築</p> <p>(7) 借上げ住宅再契約事務の簡素化</p> <p>③ 応急仮設住宅の経年劣化に伴う再点検及び耐久性・居住性の強化</p>
-------	---

要望先からの回答内容	省庁・県 回答日	平成 25 年 5 月 24 日			
	回答省庁・県	省庁等名称	福島県避難地域復興局 福島県土木部	担当部署	生活拠点課 建築住宅課 建築指導課
		担当者		連絡先	
	回答区分	<input type="checkbox"/> 可/ <input type="checkbox"/> 不可/ <input type="checkbox"/> その他	記述		
	措置事業名等	1 復興公営住宅整備促進事業 2 応急仮設住宅維持管理事業	関連法令等	公営住宅法他	
	事業・改正内容	<p>1 復興公営住宅整備促進事業</p> <p>原子力災害により、避難の継続を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、県は避難元自治体の要請に応じて復興公営住宅を代行で整備するとともに、県自らが原子力災害による避難者のための復興公営住宅の整備を進めています。</p> <p>2 応急仮設住宅維持管理事業</p> <p>応急仮設住宅の維持管理</p>			
	予算（概算）	1 復興公営住宅整備促進事業 319 億円			
	スケジュール	<p>1 復興公営住宅整備促進事業</p> <p>避難元・避難先自治体等の合意が取れ次第、順次実施。</p> <p>2 応急仮設住宅維持管理事業</p> <p>点検仕様及び発注方法の策定を行っており、確定次第実施予定。</p> <p>3 借上げ住宅再契約事務</p> <p>本年度中に再契約を行う予定。</p>			
その他事項・付記	<p>要望①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営の復興公営住宅の整備については、平成 24 年度の 500 戸に加え、平成 25 年度当初予算で計上している 1,000 戸分についても、関係自治体との協議を進め、早期の完成を目指してまいります。 ・ コミュニティ維持等に配慮した入居ができるよう、関係自治体の意見を踏まえ、早急に検討を進めてまいります。 ・ 県営復興公営住宅の管理運営については、県が事業主体となり公営住宅法等に基づき整備する住宅であり、既存の県営住宅と同様に行います。 ・ 家賃については、入居者の負担軽減のためにどのような措置が可能か検討してまいります。 ・ コミュニティ維持を図るため町村単位での入居などに配慮するとともに、 				

	<p>県営の復興公営住宅については、その地区全体のコミュニティの拠点となる集会所の併設や、各居室を廊下でつなぎ入居者相互の往来を容易にするなど、コミュニティに配慮した設計とします。</p> <p>要望②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害等による避難者の住宅再建を支援するよう国に要望しております。 ・ 再契約にあたっては、事務の簡素化が可能か検討してまいります。 <p>要望③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度、早急に応急仮設住宅の一斉点検を実施いたします。 <p>また、点検の結果を受けて、基礎や屋根などの補強を行います。その他の劣化部分についても修繕を行ってまいります。</p>
--	--

【ふくしま復興本部意見】

引き続き、被災者の安心した住環境の整備に努力してまいります。

【国会議員団 ふくしま復興会議意見】